

## 海外派遣対象者選考規則

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

2011年3月8日

代表理事・執行理事の協議により制定

(趣旨)

### 第1条

この規則は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「機構」という。）が、平成23年度文部科学省委託事業「スポーツ仲裁活動推進事業」への申請を行うに当たり、この事業を受託する場合に備え、海外のスポーツ仲裁・調停機関、スポーツ法を扱う法律事務所その他類似の機関（以下、「海外研修先」という。）に派遣するスポーツ法に造詣のある前途有望な者（以下、「海外派遣対象者」という。）を選考するために必要な事項を定める。

(海外派遣対象者の満たすべき条件)

### 第2条

1 海外派遣者として選定される者は、次のすべての条件を満たす者とする。

(1) 弁護士として3年以上の経験を有すること、又は、法律学の修士号以上の学位を取得しているか、それと同等の学術能力を有すると認められること

(2) 仲裁及びADRに関する法、スポーツ法、スポーツ仲裁、アンチ・ドーピング・ルールに関しある程度精通していること

(3) 日本にいる間は、少なくとも週3日10:00～17:00の間当機構の事務局において執務・研修することができること

(4) 実務上支障ないレベルの英語能力を有すること

(5) 将来にわたってスポーツ法、スポーツ仲裁・調停に関する法分野での実務・研究を続ける意思を有すること

2 当機構が行う海外派遣対象者の公募に応募する者は、写真付履歴書、海外研修先の候補名（当該海外研修先との折衝を始めている必要はない。）、その海外研修先を選んだ理由、そこでの研修計画、受け入れが認められる可能性等を記載した海外研修計画書を、当機構の指定する日までに当機構に提出しなければならない。

(委員会の設置及び委員の選任)

### 第3条

1 代表理事は、海外派遣対象者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 代表理事及び執行理事は、職務上当然に委員に就任する。

3 代表理事は、執行理事と協議の上、次に掲げる要件を満たすものから2名を委員として指名する。

- a) 弁護士、法学系科目を担当する大学教授又はこれらと同様の法的素養があること者であること
- b) スポーツについて理解があること
- c) 独立して、公平・適正な判断を下すことができること

(委員会による選考及びその結果の通知等)

#### 第4条

- 1 委員会は、候補者から提出された履歴書その他の情報に基づき、面接を行うべき候補者の選考決定を行う。
- 2 委員会は、面接を行い、海外派遣候補者の選考決定を行う。複数の海外派遣候補者を選考する場合には、優先して派遣すべき順に順位（以下、「第一次合格順位」という。）を付け、これを決定に含めなければならない。
- 3 委員会は、海外研修先から受け入れの確約又はそれに準ずる約束を取得した者の中から、第一次合格順位を勘案して、海外派遣対象者を選考する。
- 4 代表理事は、前3項に定める決定（選考しない旨の決定を含む。）について、その決定の対象者に通知する。
- 5 代表理事は、当機構と海外研修先との間の関係を損なうことがないように配慮しつつ、海外派遣候補者による海外研修先との折衝において、海外研修先への「スポーツ仲裁活動推進事業」及びそのもとで海外派遣候補者として選考されていることの趣旨の説明その他適切な助力を行うものとする。

(委員会の決定)

#### 第5条

- 1 委員会の開催には、委員3名以上の出席を要する。
- 2 委員会の決定は、出席している委員の多数決による。

(委員会の任務の終了と報酬)

#### 第6条

- 1 委員会は、第1条に定める目的に鑑み、その任務を終了した時に解散する。
- 2 委員には、1万円に加え、第4条第2項に定める面接への参加回数ごとに1万円の謝金を支払う。
- 3 関東地区在住の委員には交通費は支払わない。関東地区在住でない委員への交通費の支払いについては別途定めるところによる。

以上